

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【公表番号】特表2002-523621(P2002-523621A)

【公表日】平成14年7月30日(2002.7.30)

【出願番号】特願2000-566481(P2000-566481)

【国際特許分類】

C 22 C 21/06 (2006.01)

【F I】

C 22 C 21/06

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年12月24日(2010.12.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マグネシウム(Mg)5~6重量%、

ジルコニウム(Zr)0.05~0.15重量%、

マンガン(Mn)0.7~1重量%、

チタン(Ti)0.01~0.2重量%、

スカンジウム、イットリウム及びランタニド元素からなるグループより選択される少なくとも1種の元素であって、少なくともスカンジウム(Sc)と少なくとも0.005重量%のセリウム(Ce)とを含む、合計0.05~0.5重量%、

残余であるアルミニウム(Al)、および

最高0.2重量%の珪素(Si)を含む不可避的な不純物を含むことを特徴とする、高マグネシウム含量アルミニウム-マグネシウム合金。

【請求項2】スカンジウム含有量に対するマンガン含有量の比が、2より小さいことを特徴とする、請求項1記載のアルミニウム-マグネシウム合金。

【請求項3】少なくとも0.15重量%のスカンジウム(Sc)を含んでいることを特徴とする、請求項1または2記載のアルミニウム-マグネシウム合金。

【請求項4】1種またはそれ以上のランタニド元素を0.05~0.45重量%含有することを特徴とする、請求項1~3のいずれか1項に記載のアルミニウム-マグネシウム合金。

【請求項5】前記1種またはそれ以上のランタニド元素が、セリウム(Ce)、ネオジム(Nd)、ユーロピュウム(Eu)、ガドリニウム(Gd)、ジスプロシウム(Dy)、ホルミウム(Ho)、またはエルビウム(Er)であることを特徴とする、請求項4記載のアルミニウム-マグネシウム合金。

【請求項6】スカンジウム族元素より選択される少なくとも1種の元素としてテルビウム(Tb)を含んでいることを特徴とする、請求項1~5のいずれか1項に記載のアルミニウム-マグネシウム合金。

【請求項7】請求項1~6のいずれか1項記載のアルミニウム-マグネシウム合金から成ることを特徴とする、車両用の圧延され、押出し成形され、溶接されまたは鍛錬された構造部材。